

地方税法等の一部改正に伴う市税条例等の改正の概要

(平成27年3月31日条例第97号)

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、同日から施行が必要な部分について京都市市税条例等の改正を行いました。

改正の概要は以下のとおりです。

(改正内容)

1 固定資産税及び都市計画税

土地に係る負担調整措置の延長（平成27年度～平成29年度）

平成24年度から平成26年度までの間、次のとおり講じられてきた土地に係る負担調整措置を、平成27年度から平成29年度までの間においても継続します。（附則第9条、第9条の2、第10条、第12条の2、第14条、第14条の2、第15条、第16条の2関係）

(1) 商業地等（注1）

負担水準（注2）	課税標準額（注3）
70%超	当該年度の価格の70%（※現行の負担水準の上限を維持）
60%以上 70%以下	前年度分の課税標準額に据置き
60%未満	前年度分の課税標準額 + (当該年度の価格 × 5%) ※ ただし、当該額が価格の60%を超える場合 ⇒ 60%相当額 価格の20%に満たない場合 ⇒ 20%相当額

（注1）「商業地等」とは、農地以外の土地で、住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地に対して課する固定資産税の価格が、状況が類似する宅地の価格に比準して決定されたもの）をいう。

（注2）「負担水準」とは、前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額）に対する割合をいい、個々の土地の課税標準額が、価格に対してどの程度まで達しているかを示す基準として用いられる。負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく調整措置が採られている。

（注3）「課税標準額」とは、税額計算の基礎となる金額をいい、課税標準額に税率を掛けて税額を算出する。固定資産税の場合は、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となる。

(2) 住宅用地及び市街化区域農地（注1）

課税標準額
前年度分の課税標準額 + (本則課税標準額（注2）× 5%)
※ ただし、当該額が本則課税標準額を超える場合 ⇒ 本則課税標準額 本則課税標準額の20%に満たない場合 ⇒ 20%相当額

（注1）農地は市街化区域農地と一般農地に区分される。

「市街化区域農地」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に所在する一定の農地をいい、状況が類似する宅地の価格に比準する価格で評価される。

（注2）本則課税標準額 = 当該土地に係る当該年度の価格 × 特例率 <固定資産税> <都市計画税>

小規模住宅用地	1/6	1/3
一般住宅用地	1/3	2/3
市街化区域農地	1/3	2/3

(3) 一般農地 (注)

負担水準	課税標準額
90%以上	前年度分の課税標準額×1.025
80%以上90%未満	前年度分の課税標準額×1.05
70%以上80%未満	前年度分の課税標準額×1.075
70%未満	前年度分の課税標準額×1.1

(注) 「一般農地」とは、農地のうち市街化区域農地を除いたものをいう。

2 軽自動車税

原動機付自転車等に係る軽自動車税の税率の引上げの1年延期

平成27年度分の軽自動車税から適用することとされている原動機付自転車、2輪の軽自動車及び小型自動車並びに小型特殊自動車等に係る税率について、その適用開始時期を1年延期し、平成28年度分の軽自動車税から適用します。(京都市市税条例の一部を改正する条例(平成26年6月19日条例第15号)附則第1条及び第3条関係)

車種区分(排気量)		税率			28年度	
		27年度				
		改正前	改正後			
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円	1,200円	2,000円	
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円	1,600円	2,400円	
	ミニカ一	2,500円	3,700円	2,500円	3,700円	
2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円	2,400円	3,600円	
2輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円	4,000円	6,000円	
農耕作業用のもの		1,600円	2,400円	1,600円	2,400円	
専ら雪上を移動させることを目的とするもの		2,400円	3,600円	2,400円	3,600円	
小型特殊自動車	2輪	2,400円	3,600円	2,400円	3,600円	
	3輪	3,100円	3,900円	3,100円	3,900円	
	4輪以上 のもの	自家用	7,200円	10,800円	7,200円	
		営業用	5,500円	6,900円	5,500円	
	自家用 貨物用	自家用	4,000円	5,000円	4,000円	
		営業用	3,000円	3,800円	3,000円	

3 その他

その他必要な規定の整備を行います。

4 施行期日

(1) 上記1「土地に係る負担調整措置の延長」及び上記3「その他」の改正

平成27年4月1日

(2) 上記2「原動機付自転車等に係る軽自動車税の税率の引上げの1年延期」の改正

公布の日(平成27年3月31日)